

# JIS

## フォークリフトトラックーヘッドガード

JIS D 6021 : 2019

(JIVA/JSA)

平成 31 年 4 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 59.3.1 改正：平成 31.4.25

官 報 公 示：平成 31.4.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 構造	2
5 寸法	3
6 試験	4
6.1 一般	4
6.2 動荷重試験	4
6.3 衝撃落下試験	5
6.4 運転者の下肢の保護試験	7
7 性能	7
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	10
解 説	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 6021:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## フォークリフトトラック—ヘッドガード

## Fork lift trucks—Overhead guards

## 序文

この規格は、2004年に第3版として発行されたISO 6055を基とし、適用範囲を乗車式フォークリフトトラックに限定したため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、揚高が1800mmを超える乗車式フォークリフトトラック（以下、フォークリフトという。）のヘッドガード並びに運転者の下肢（脚及び足）の保護装置の要求事項及び試験について規定する。

なお、この規格は、運転者位置がブームによって保護されないバリアブルリーチトラックについては適用しない。

**注記1** ヘッドガードについては、この規定のほかに法規として労働安全衛生規則第151条の17（ヘッドガード）があり、車種、用途などに応じて適合の確認が必要である。

**注記2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 6055:2004**, Industrial trucks—Overhead guards—Specification and testing (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 8315** 土工機械—運転員の身体寸法及び運転員周囲の最小空間

**注記** 対応国際規格：ISO 3411:2007, Earth-moving machinery—Physical dimensions of operators and minimum operator space envelope

**JIS A 8318** 土工機械—座席基準点（SIP）

**注記** 対応国際規格：ISO 5353:1995, Earth-moving machinery, and tractors and machinery for agriculture and forestry—Seat index point

**JIS D 6001-1** フォークリフトトラック—安全要求事項及び検証—第1部：フォークリフトトラック

**注記** 対応国際規格：ISO 3691-1:2011, Industrial trucks—Safety requirements and verification—Part 1: Self-propelled industrial trucks, other than driverless trucks, variable-reach trucks and burden-carrier trucks